【規程番号　神女大Ｖ－015】

校外実習履修資格についての細則

健康スポーツ栄養学科において校外実習を履修しようとする者は、実習に耐えうる健康を保持していること、また実習前に下記の条件を充たしていることを原則とする。

（1）給食管理実習（校外）

①専門科目のうち、給食管理論、給食管理実習、調理学及び基礎調理学実習の各科目を修得済みであること

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

1　この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2　この細則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。